

2014年8月11日

一般社団法人衛星放送協会
スカパーJSAT株式会社

台風11号の被害を受けられた 被災者への8月の視聴料等の免除について

台風11号による大雨等で被災された皆さまには謹んでお見舞い申し上げます。

CS衛星放送事業に関わる82社が組織する一般社団法人衛星放送協会（事務局：東京都港区、会長：和崎 信哉）とスカパーJSAT株式会社（本社：東京都港区、代表取締役 執行役員社長：高田 真治）は、台風11号による被害により、8月9日に災害救助法が適用された高知県 及び 徳島県の対象地域において、「スカパー！」をご契約されているお客様を対象に、お申し出により被災状況によって視聴が困難と認められた場合、8月の視聴料等を免除することを決定しましたのでお知らせします。

記

1. 免除対象地域

【高知県】

高知市（こうちし）

長岡郡大豊町（ながおかぐんおおとよちょう）

高岡郡四万十町（たかおかぐんしまんとちょう）

【徳島県】

那賀郡那賀町（なかがんなかちょう）

2. 免除となる料金の内訳

月額基本料、視聴料（スカパー！の月額視聴料、PPV 視聴料を含みます。また、金額はお客様の視聴契約内容によって異なります。）、月刊ガイド誌料

3. お客様からの問い合わせ先

ご相談専用ダイヤル

TEL：0120-085-550（10:00～20:00、無休）

以上